

組合加入手続きについて

1. 「加入申込書」に必要事項（郵便番号・住所・会社名・代表者名・電話&FAX番号・創業年月日・業種・資本金・常時使用従業員数）をご記入ください。推薦者欄は記入できる方のみ、ご記入ください。
2. 「出資引受書」につきましても必要事項（郵便番号・住所・会社名・代表者名・電話番号）をご記入の上、出資いただける口数ならびに金額をご記入ください。
3. 「預金口座振替依頼書（4枚綴り）」につきましては、組合費を貴社指定銀行より自動引き落としをさせていただいており、電算システムがその業務を一括して行っています。その手続きの書類となりますので上段枠の預金者名（省略不可）・貴社指定銀行・口座番号と下段枠の送付先住所・電話番号をご記入いただき、金融機関届印を1枚目に押印ください。
4. 1・2・3の書類をご提出いただき、その書類に基づき、新規加入特別賦課金（30,000円）とご指定出資金額（3,000円×口数）、初回組合費の請求書をお送りいたしますので組合指定銀行口座までお振込みいただきたいと存じます。ご入金が確認できました時点で組合加入成立となります。

《賦課金のご案内》

① 賦課金額【1ヶ月】

A. 問屋町内部	イ) 共販店舗 …	3,500円
	ロ) 独立店舗 …	4,500円
B. 問屋町外部	年商 10億まで …	6,000円
	年商 30億まで …	8,000円
	年商 100億まで …	10,000円
	年商 100億以上 …	20,000円

消費税の取扱い

一般賦課金・情報賦課金収入は課税対象外として取り扱うから、課税仕入にならない。

- ② 徴収方法
- 問屋町内部は2ヶ月分ずつ偶数月に徴収する
問屋町外部は年2回に分け、4月・10月に徴収する

IDコード番号の附与について

- ・ 「繊維製品品質表示者IDコード登録制度実施要綱」をお読みいただき、同意書・繊維製品品質表示者IDコード申請書に必要事項をご記入の上、岐阜婦人子供服工業組合事務局までご提出ください。
- ・ 1週間以内にFAXにてご担当者様宛にIDコードの仮通知書が送られますので届きましたら、その番号をお使いください。本通知につきましては、2～3週間程度、お時間を頂くこととなりますのでご了承ください。